

社会福祉法人田中福祉会の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、法人の運営管理に係る理事、監事及び評議員（以下、役員という。）の理事会、評議員会への参加に係る日額費用弁償(交通費)に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が理事会、評議員会に出席した時は、日額費用弁償(交通費)として、1日当たり以下を支給する。

理 事	3, 0 0 0 円
監 事	3, 0 0 0 円
評 議 員	3, 0 0 0 円

(改 正)

第3条 この規定を改正、廃止するときは、社会複勝人田中福祉会の理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

(附 則)

この規定は、平成29年4月1日から適用する。